

答申 第231号
平成30年6月25日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会

会長 池田紀子



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年6月20日付け岐阜市病がん第1号で諮問がありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の提供について

（1）事案の概要

岐阜市民病院（以下「市民病院」という。）では、がん対策基本法（平成18年法律第98号）に基づき国及び県が定めた「がん対策基本計画」により、平成19年からがん登録事業（病院等の施設別にがんと診断された患者のがんに係る情報を登録するもの。）として「院内がん登録」を実施しているが、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）の施行に伴い、国をあげたがん登録事業である「全国がん登録」を新たに開始したところである。

全国がん登録の開始により、病院等のがん患者に係る情報が国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「がん研究センター」という。）に提供され、データベース化されることが法により定められた。当該データベースでは、がんと診断された患者の生存情報である「予後情報」も情報項目とされるところ、法施行日（平成28年1月1日）前にがんと診断された症例に係る予後情報については、データベースに情報がなく、一方、法施行日以後にがんと診断された症例に係る予後情報については、法に基づきデータベースに情報が集約されることとなる。

そこで、法に根拠はないものの、市民病院のがん患者の予後情報に係る調査を進めるためにも、がん研究センターとの間で覚書を締結したうえで、がん研究センターが実施する「予後調査支援事業」に参加し、法施行日前にがんと診断された症例に係る予後情報をがん研究センターに提供する。

（2）提供する保有個人情報

法施行日前に市民病院でがんと診断された患者のうち、診断後3年、5年及び10年を経過した患者の、氏名、性別、生年月日、最新住所、生存最終確認日及び死亡日に係る情報

2 意見

適当なものと認める。